

「２０２６社会福祉の手引」 広告募集の御案内

「２０２６社会福祉の手引」に掲載する広告を下記のとおり募集いたします。

記

１ 「２０２６社会福祉の手引」の概要

（１）発行目的

東京都における最新の社会福祉事業の内容を簡明に説明し、社会福祉事業従事者等の理解に資するとともに、本書を通じて社会福祉諸制度の積極的な活用を図ることを目的としております（昭和４０年創刊）。

（２）作成予定部数

２３，８４５部

内訳）無償頒布分 ２２，５４０部

有償頒布分 １，３０５部

（３）規格

A５版（２１０ミリ×１５０ミリ） 約３８０ページ

（４）発行予定時期

令和８年１０月上旬

（５）頒布先

無償頒布分：福祉局、保健医療局、都庁関係局、都議会、区市町村、図書館、福祉関係団体、福祉関係学校、民生児童委員、各種相談員等

有償頒布分：一般都民（総務局において有償頒布を行う。）

（６）広告掲載予定部数

２３，８４５部（無償頒布２２，５４０部、有償頒布１，３０５部）

２ 広告の規格

（１）内容

広告内容は、上記１（１）の趣旨を御考慮いただき、福祉保健に関する制度の解説を行っている出版物に関するもの、障害者・高齢者等の地域での自立した生活や社会参加を支援するための福祉的配慮を行っている製品やサービス、障害者・高齢者雇用を積極的に行っている企業に関するもの等に限らせていただきます。

（２）広告掲載位置

広告は巻末（裏表紙の前の数ページ）

（３）広告枠

１ページ又は２分の１ページを１枠とし、合計１０枠を目途

（４）広告の色数

青単色

3 広告の掲載料

(1) 広告の掲載料

同種・類似の刊行物の広告掲載料を参考に、「社会福祉の手引」の発行目的、規格、作成部数等を総合的に勘案し、次のとおり設定いたします。

① 1 ページ：1 5 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

② 2 分の 1 ページ：7 5, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 納入期限

令和 8 年 1 1 月 2 0 日（金曜日）

(3) 納入方法

広告掲載料の請求に当たっては、納入通知書により納入の通知をいたします。

4 版下原稿の提出

(1) 原則としてデータ形式の「完全版下」（マッキントッシュ対応ファイルフォーマット）で提出していただきますようお願いいたします。

(2) 提出期限

令和 8 年 7 月 3 1 日（金曜日）

(3) 提出先

東京都福祉局総務部総務課広報担当

5 応募方法

(1) 応募期限

令和 8 年 7 月 1 0 日（金曜日）

(2) 応募方法

広告掲載申込書（様式 1）に版下原稿を添えて以下の応募先へメールでご提出ください。広告代理店等を広告掲載希望者とする場合は、都と当該広告代理店等とで覚書（様式 2）を取り交わすことといたします。

(3) 応募先

東京都福祉局総務部総務課広報担当宛

メールアドレス：S1140101（アットマーク）section.metro.tokyo.jp

件名：2026社会福祉の手引（広告掲載申込書）

(4) 広告主の選定

掲載の可否について審査した後、東京都の印刷物に掲載する広告の取扱いに関する規程第 3 条第 1 項の順位により選定いたします。広告掲載枠を超えた場合は抽選になります。

6 掲載条件

別紙「掲載条件」のとおり

7 お問合せ先

東京都福祉局総務部総務課広報担当

電話番号 0 3 - 5 3 8 8 - 3 9 3 8

掲 載 条 件

1 広告を掲載する印刷物

広告を掲載する印刷物は、「2026 社会福祉の手引」です。ただし、名称、作成部数、配布先及び規格並びに発行予定日は、都合により変更することがあります。

2 広告掲載料

広告掲載料は、「広告募集の御案内」3のとおり納付してください。

3 版下原稿の提出

(1) 版下原稿は、「広告募集の御案内」4に掲げる方法等により提出してください。

(2) (1)により提出する版下原稿は、広告の内容が次のいずれにも該当しないものであり、かつ、第三者の権利を侵害しないものであることとします。

ア 都の印刷物の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの

ウ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るもの

エ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

オ その他都の印刷物の掲載広告として妥当でないと認められるもの

(3) 提出された版下原稿の内容が、(2) アからオまでのいずれかに該当するとき、第三者の権利を侵害するおそれがあると認められるとき、その他印刷物の作成に支障が生じたとき、当該版下原稿を変更することがあります。

4 広告代理店等の特例

広告媒体の確保及び広告の作成について、広告代理店等に依頼される場合は、都と当該広告代理店等とにおいて、広告の取扱いについて別途覚書を締結することとします。

5 広告掲載の決定の取消し

都は、次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができることとします。

(1) 広告掲載の決定を受けた者（4に規定する広告代理店等を含む。以下「広告掲載者」という）が2、3（1）及び3（2）の規定に違反したとき。

(2) 広告掲載者が3（3）の規定による変更の求めに応じないとき。

(3) 広告掲載者が4の規定により覚書を締結しないとき。

(4) 広告掲載者が4の規定により締結した覚書の条項に違反したとき。

(5) 広告掲載者が虚偽の申請をしたとき。

(6) その他印刷物の作成に支障が生じたとき。

6 広告掲載料の不還付

既に納付した広告掲載料は、返還いたしません。ただし、広告掲載者の責めによらない事由により5の規定による取消しを行ったときは、この限りではありません。

7 広告掲載者の責務

印刷物に掲載された広告の内容に関する紛争については、広告掲載者の責任において解決するものとし、都はいかなる責任も負わないものとします。

8 1又は3（3）の規定による変更、5の規定による取消し、事故、天災事変等の不可抗力その他都の責めによらない原因により生じた損害について、都はその賠償の責めを負わないものとします。

9 その他広告の掲載に係る手続については、都の方法によるものとします。